

議第5号

令和7年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和7年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 244,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰越金		千円 73,000
	1 繰越金	73,000
2 諸収入		116,000
	1 貸付金元利収入	116,000
3 県債		55,000
	1 県債	55,000
歳入合計		244,000
歳出		
款	項	金額
1 琵琶湖環境費		千円 142,080
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	30,471
	2 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	110,081
	3 林業就業促進資金貸付事業費	1,528
2 公債費		55,550
	1 公債費	55,550
3 予備費		46,370
	1 予備費	46,370
歳出合計		244,000

第 2 表 地 方 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
木材産業等高度化推進資金貸付金	千円 55,000	普 通 貸 借	% 1.0以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第28条第1項の規定に基づく独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書に定めるところによる。
計	55,000			